

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：深浦町(岩崎地区)簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和30年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	深浦町	職員数 (H19. 4. 1現在)	3
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	196円/m ³ (H18)	公営企業債現在高(百万円)	679(H18)
累積欠損金 (百万円)	-	利益剰余金又は積立金(百万円)	14(H18)
不良債務 (百万円)	-	財政力指数	0.17(H18)
資金不足比率 (%)	-	実質公債費比率 (%)	25.7(H19)
		経常収支比率 (%)	100.1(H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
<p>〔合併期日：平成17年3月31日 合併前市町村：深浦町、岩崎村〕 深浦町と岩崎村が合併後、旧深浦町簡易水道特別会計を深浦町(深浦地区)簡易水道事業特別会計、旧岩崎村簡易水道事業特別会計を深浦町(岩崎地区)簡易水道事業特別会計とした。 両地区の施設維持管理はともに水道課が所管し職員相互の情報の共有化を進め効率的な運営を行っており、今後も継続していく。</p>

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	岩崎地区簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	深浦町長 西崎 哲
既存計画との関係	集中改革プラン 平成17年度～平成21年度
公表の方法等	平成20年3月議会で説明予定、HP等
基本方針	<p>岩崎地区簡易水道事業の経営安定を図るため、料金の引上げ・経常経費の縮減、建設事業の見直し等を実施してきたが、町財政が厳しい状況から繰入金が増えることが見込まれるため、現行の簡易水道事業の高利率残債を借換え、利子軽減を図り、当該事業の経営健全化に努める。 現在旧町村単位で異なる料金体系であるが、合併協定に基づき平成20年度を目途に料金改定を行うこととしている（議会説明済み）。</p>

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		25.9	35.2	61.0
	補償金免除額		5.9	7.5	13.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債		25,872	35,158	61,030
合 計 (A)			25,872	35,158	61,030
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			25,872	35,158	61,030

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		該当なし			
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債				
合 計 (A)		該当なし			
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>地理的特徴により3簡易水道事業を有し、維持管理面等においては非効率を余儀なくされており、民間への事務事業の委託にも限界があるため、直営による経営にある。</p> <p>生活に欠かせない安全で衛生的な水の安定供給を基本としながらも、最低限の人員で施設の維持管理・料金徴収・補助事業の実施に対応できる体制の構築に努めている。</p>	
経営課題	<p>課 題</p> <p>過去に実施した建設改良事業に係る地方債の元利償還金が高額となった事と、町財政状況が厳しい事から、基準どおりの一般会計繰入金が見込めない状況にある。</p>	
	<p>課 題</p> <p>建設工事の見直し等によりコストの縮減に努めなければならない状況にある。(町単独で実施するには財政が厳しい状況にある)</p>	
	<p>課 題</p> <p>広範囲に3簡易水道を有している事から、施設維持管理に一定の人員を確保しなければならないが、人件費の削減が必要である。</p>	
	<p>課 題</p> <p>料金改定により水道料金を引き上げた事で未収金が増加傾向にある。</p>	
	<p>課 題</p> <p>広範囲に3簡易水道を有している事から、非効率な管理運営を余儀なくされている。</p>	
	留意事項	<p>公営企業会計については、独立採算を基本に取り組むべきで、水道料金の適正化をはじめとして、企業会計の経営安定に努力していく事が当然ではあるが、集落が点在する地理的悪条件から、結果的に高料金とならざるを得ない現状に対し、一般会計からの繰出しはある程度必要であり、それに対する国の財政支援は引き続き必要である。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業 ）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		64	57	60	58	61	77 74	69 72	73 72	73 74	73 69
	(1) 営 業 収 益 (B)		58	56	56	54	51	76 67	63 69	65 69	65 68	65 67
	ア 料 金 収 入		58	56	56	54	51	63 65	63 69	65 69	65 68	65 67
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他							13 2				
	(2) 営 業 外 収 益		6	1	4	4	10	1 4	6 3	8 3	8 3	8 2
	ア 他 会 計 繰 入 金		2	1	4	4	10	1 4	6 3	8 3	8 3	8 2
	イ そ の 他		4									
	2 総 費 用 (D)		51	46	48	39	46	56 53	57 50	55 48	55 47	55 43
	(1) 営 業 費 用		32	29	29	21	29	37 34	38 29	38 28	38 28	39 27
	ア 職 員 給 与 費		13	9	7	10	17	25 48	26 47	26 46	26 46	26 45
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		19	20	22	11	12	12 43	12 42	12 42	12 42	13 42
	(2) 営 業 外 費 用		19	17	19	18	17	19 22	19 24	17 20	17 19	16 46
ア 支 払 利 息		19	17	17	16	15	19 22	17 49	15 48	15 47	14 46	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他				2	2	2		2 2	2 2	2 2	2 2	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		13	11	12	19	15	21 48	12 22	18 24	18 24	18 26	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		50	7	3	7	433	41 43	39 30	11 4	11 3	12 3
	(1) 地 方 債		29				281	35 35	26 26			
	(2) 他 会 計 補 助 金		6	7	3	3	9	4 6	12 3	9 3	10 2	11 2
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		15			4	141					
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他						2	2 2	1 4	2 4	1 4	1 4
	2 資 本 的 支 出 (G)		60	11	22	30	452	61 64	53 52	28 28	28 27	30 29
	(1) 建 設 改 良 費		46		1	5	427	2 2	2 2	2 3	2 2	3 3
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		14	11	21	25	25	59 59	51 50	26 25	26 25	27 26
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		10	4	19	23	19	20 -48	14 -22	17 -24	17 -24	18 -26	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)		平成20年度 (計画第2年度)		平成21年度 (計画第3年度)		平成22年度 (計画第4年度)		平成23年度 (計画第5年度)		
資金不足比率	(%) (再掲)																
料金回収率	(%)	101.60	113.88	90.23	94.79	97.81	57.35	63.12	70.23	73.64	100.96	102.28	103.02	101.94	104.10	102.69	
総収支比率(法適用)	(%)																
経常収支比率(法適用)	(%)																
営業収支比率(法適用)	(%)																
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	99.52	100.69	86.98	91.12	85.98	67.16	62.87	64.04	74.83	89.68	97.98	89.97	98.29	89.59	98.97	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2.57	2.10	5.76	6.85	16.51	1.74	5.40	8.73	4.17	10.97	4.20	11.00	3.55	11.00	3.57
	うち基準内繰入金	(%)	2.57	2.10	5.76	6.85	16.51	1.74	5.40	8.73	4.17	10.97	4.20	11.00	3.55	11.00	3.57
	うち基準外繰入金	(%)															
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)															
	うち赤字補てん的なもの	(%)															
	資本的収入分	(%)	12.22	100.00	100.00	37.73	2.02	9.73	43.37	30.93	41.52	81.82	75.00	90.91	74.43	91.67	74.43
	うち基準内繰入金	(%)	12.22	100.00	100.00	37.73	2.02	9.73	43.37	30.93	41.52	81.82	75.00	90.91	74.43	91.67	74.43
	うち基準外繰入金	(%)															
うち赤字補てん的なもの	(%)																

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方（前提条件）																																								
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>・料金設定は、地方公営企業法を準用しながら町財政需要と他町村の簡易水道料金を勘案して設定。</p> <p>・起債償還の第1ピークとなる平成18年度に料金改定(10%増)を実施、第2次ピークに入る平成22年度を踏まえて、平成19年度(10%増)を実施。更に平成21、20年度(10%増)を予定している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">17</th> <th style="text-align: center;">18</th> <th style="text-align: center;">19</th> <th style="text-align: center;">20</th> <th style="text-align: center;">21</th> <th style="text-align: center;">22</th> <th style="text-align: center;">23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">料金単価</td> <td style="text-align: center;">1,732</td> <td style="text-align: center;">2,205</td> <td style="text-align: center;">2,835</td> <td style="text-align: center;">2,835</td> <td style="text-align: center;">3,305</td> <td style="text-align: center;">3,305</td> <td style="text-align: center;">3,305</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">供給数量</td> <td style="text-align: center;">215,501</td> <td style="text-align: center;">201,680</td> <td style="text-align: center;">191,001</td> <td style="text-align: center;">201,000</td> <td style="text-align: center;">190,000</td> <td style="text-align: center;">200,000</td> <td style="text-align: center;">185,000</td> <td style="text-align: center;">199,000</td> <td style="text-align: center;">185,000</td> <td style="text-align: center;">199,000</td> <td style="text-align: center;">184,000</td> <td style="text-align: center;">199,000</td> </tr> </tbody> </table>												年度	17	18	19	20	21	22	23	料金単価	1,732	2,205	2,835	2,835	3,305	3,305	3,305	供給数量	215,501	201,680	191,001	201,000	190,000	200,000	185,000	199,000	185,000	199,000	184,000	199,000
年度	17	18	19	20	21	22	23																																		
料金単価	1,732	2,205	2,835	2,835	3,305	3,305	3,305																																		
供給数量	215,501	201,680	191,001	201,000	190,000	200,000	185,000	199,000	185,000	199,000	184,000	199,000																													
2 他会計繰入金の見込み	<p>・「地方公営企業繰出金について(通知)」に基づく繰入基準(高料金対策事業、建設改良費元利償還金の2分の1、未普及事業元利償還金の3分の2)の約3分の1を見込んでいる。さらに、新財政健全化法の健全化判断比率の推移と簡易水道事業会計の収支を勘案して算定している。</p>																																								
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み																																									
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの																																									

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>当町の集中改革プラン(H17～H21)における定員管理の数値目標(全体)は 10.9ポイントであるが、退職者の不補充等、定員適正化計画に従って適正な定員管理に努めてきた。その結果、現時点におけるH17対H22の純減率見込(全体)は 15.3ポイントとなっており、適正化における取り組みの進捗率は高い水準にある。簡易水道事業全体の定員目標8人に対し、平成19年4月1現在7名となっており、取り組みが進んでいる。</p> <p>課題 給料表は国家公務員に準拠し、平成18年4月に改定した。 ラスパイレス指数は90.9%(H18.4.1現在、類似団体92.7%)、平成19年度より職員期末手当を10%削減。(岩崎地区簡易水道会計影響額は年間 350千円)</p> <p>現時点において、技能労務職員はゼロ。今後採用予定なし。</p> <p>平成18年4月に退職時特別昇給を廃止した。今後も継続する。</p> <p>町村合併を機に、互助団体に対する補助金については随時見直しを図り、今年度(H19)以降は廃止としている。現在では、職員の総合検診への負担金のみとなっている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>課題 浄水場、配水池等の施設の清掃・草刈等を職員で実施し、経費縮減に努めている。 工事コスト削減を目指した測量業務を職員が対応。</p> <p>課題 広範囲に3簡易水道事業があるが、経費の節減をしながら職員で実施し、民間委託はしていない現状にある。 PFIの活用については、現在のところ考えていない。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	定員管理の状況及び給与情報については、毎年度広報誌により公開している。
行政評価の導入	現在、行政評価については未導入であるが、町としても、その必要性については十分認識している。平成18年度には、行政評価導入に向け全職員を対象に「行政評価講座」と題して研修会を開催し、行政評価システムの導入・制度設計・実践等にかかる必要な知識の習得に努めた。平成19年度(今年度)においては、実践等に向けた取り組みとして、専門の職員に対する研修を実施している。今後の予定としては、平成18年度・平成19年度で学んだ知識を生かし、平成20年度以降に行政評価導入予定である。
5 その他	課題 水道料金の改定をH18(10%増)、H19(10%増)実施。更に合併町村間の料金体系統一のため、平成2120年度に水道料金を約10%程度値上げを予定している。平成2120年3月議会に上程する。 課題 料金改定により水道料金を引き上げた事で未収金が増となり、平成17年度から個別訪問(夜間)による徴収強化(H17～18効果額約100千円、H19以降効果額約200千円)を行っており、現在継続している。現在、未収額は約2,000千円、未収世帯は50世帯(2%)にのぼる。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>課題 広範囲に3簡易水道を有し維持管理面等においては非効率な運営となっているが、必要最低限の人員で事業運営している。期末手当の10%削減（H19～効果額年間350千円）、人事配置（勤続年数の少ない職員の配置）等で総人件費削減に取り組む。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>課題 浄水場、配水池等の施設の清掃・草刈等を職員で実施し、経費縮減に努める。工事コスト削減を目指し測量業務を職員が対応する。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<p>課題 水道料金の改定をH18(10%増)、H19(10%増)実施。更に合併町村間の料金体系統一のため、平成2120年度に水道料金を約10%程度値上げを予定している。平成2120年3月議会上に上程する。</p> <p>課題 料金改定により水道料金を引き上げた事で未収金が増となり、平成17年度から個別訪問（夜間）による徴収強化(H17～18効果額約100千円、H19以降効果額約200千円)を行っており、現在継続している。現在、未収額は約2,000千円、未収世帯は50世帯（2%）にのぼる。</p>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
